

「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令」の一部改正の概要

■改正内容

- ① 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）で毎事業年度提出することとされている書類のうち、主務省令で定める書類（財務諸表）についての規定の整備

【省令規定事項】

（財務諸表）

第 6 条 機構に係る通則法第 38 条第 1 項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

- ② ①で提出する財務諸表に添付する事業報告書の記載事項についての規定の整備

【省令規定事項】

（事業報告書の作成）

第 6 条の 2 機構に係る通則法第 38 条第 2 項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構の目的及び業務内容
- 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
- 三 中長期目標の概要
- 四 機構の長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中長期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の機構の長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 機構に関する基礎的な情報

■施行日

公布の日から施行

※平成 30 年度内に官報公示（行政管理局（独立行政法人制度総括担当） 要請）

■経過措置

改正後の第 6 条及び第 6 条の 2 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

※平成 31 年事業年度終了後 3 月以内（平成 32 年（2020 年）6 月まで）に主務大臣に提出する財務諸表及び事業報告書から適用。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）抜粋

（財務諸表等）

第 38 条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4、5 （略）